

2 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して生活再建のための支援金の支給をおこなっています。

(1)対象者

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居

住不能な状態が長期間継続している世帯
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(2)支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。ただし、単身世帯は、各該当欄の金額の3/4の額となります。

基礎支援金	①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円
	④大規模半壊	50万円
加算支援金	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃借	50万円



(3)申請期限

基礎支援金 平成29年4月10日まで
加算支援金 平成30年4月10日まで

(4)申請先

広野町復興企画課 企画振興係
※申請後は福島県を經由して、国から委託を受けている「公益財団法人 都道府県会館」にて審査いたします。

3 住まいの復興給付金制度

東日本大震災による被害が生じた住宅（被災住宅※）が、平成26年4月1日から段階的な消費税率の引上げに伴い、被災された方の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応するための制度をおこなっています。

※被災住宅とは、「全壊または流出」、「大規模半壊」、「半壊または床上浸水」、「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅のこと

(1)問い合わせ先

住まいの復興給付金事務局
受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日含む）
☎0120-250-460（フリーダイヤル）
住まいの復興給付金ホームページ
<http://fukko-kyufu.jp>
※給付申請書は、ホームページまたはお近くの復興局、広野町役場復興企画課の窓口から入手してください。

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

住宅再建支援に関するお知らせ

1 広野町地震津波被災者等住宅再建支援事業補助金

広野町では、東日本大震災において、津波または地震により被災した住宅の再建支援を通じて住民の定着を促し、復興に向けて、住民の早期の生活再建を支援するため、津波または地震被害を受けた住民の再建等に要する費用の一部について補助をおこなっています。

(1)対象者

- ①津波被災住宅、地震被災住宅
※次の条件をすべて満たす世帯
(ア)平成23年3月11日に町内（津波被災対象者は津波浸水区域内）の持ち家に居住していた世帯
(イ)町内に住宅の建設または購入を行う世帯については、住宅のり災程度が大規模半壊以上の世帯（半壊でやむを得ず

解体した世帯を含む）
住宅の修繕を行う世帯については、住宅のり災程度が半壊以上の世帯

- ②町内に住宅の建設または購入を行う転入者
※次の条件をすべて満たす世帯
(ア)平成23年3月11日において町外の持ち家に居住していた世帯
(イ)住宅のり災程度が大規模半壊以上の世帯（半壊でやむを得ず解体した者を含む）
(ウ)平成23年3月11日に居住していた自治体による防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業および本制度と同様の支援制度の補助を受けない者

(2)支給額

区分	被災の程度	補助率	上限額
①津波被災住宅、地震被災住宅			
住宅の建設または購入（住宅の建設または購入に伴う住宅用地の購入）	大規模半壊以上（半壊で解体した場合も含む）	1/10※	250万円
住宅の修繕	大規模半壊以上	1/10※	150万円
	半壊	1/10	50万円
②町内に住宅の建設または購入を行う転入者			
住宅の建設または購入（住宅の建設または購入に伴う住宅用地の購入）	大規模半壊以上（半壊で解体した場合も含む）	1/10※	20万円

※) 受給した被災者生活再建支援金（加算支援金）を控除した後の補助率

(3)申請期限
平成32年度末まで



(4)申請先
広野町復興企画課 企画振興係